

寄居町産後ケア事業に係る 安全対策等マニュアル

寄居町子育て支援課

令和 7 年（2025年） 4 月版

はじめに ー本マニュアルの役割・位置づけー

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、産後ケア事業は「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられている。

本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月改定）」に基づき、当町の産後ケア事業を受託する事業者における安全管理に関する留意事項等を定めるものであり、事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分に配慮し、快適に利用できる環境が求められ、事業所は事故防止及び安全対策、緊急時の対応について、以下の点に留意すること。

（目次）

1	事故防止及び安全対	1
2	児を預かる場合の留意点	1
3	緊急時の対応体制	1
4	産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故を確認した場合の対応	2
5	重大事故等発生時の対応	2
6	重大事故等発生時の報告の流れ・様式	3
7	参考資料	7

1 事故防止及び安全対策

- (1) 児の転落や誤飲等の事故を防ぐために、環境整備を行うこと。
- (2) 各医療機関等の定める安全管理指針等に基づき、アクシデント発生時等は速やかに関係機関に報告すること。また、重大事故の発生防止のため、事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集及び必要に応じて町と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映したうえで、職員間の共有を図ること。
- (3) 児の睡眠時はSIDSの予防のため、次の事項に留意すること。
 - (ア) 仰向けに寝させること。
 - (イ) ベビーベッドに寝かせるときは、柵を上げた状態にしたうえで、頭や身体が挟まれないよう、周囲の隙間・ベッド柵と敷ふとんの隙間・マットレスの隙間等をなくすこと。
 - (ウ) 敷布団・マットレス・枕については、固めのものを使うこと。
 - (エ) ぬいぐるみ等、口や鼻を覆う・首に巻きつく可能性のある物はおかないこと。
 - (オ) その他SIDSの予防に必要なこと。

※「SIDS予防普及啓発リーフレット（こども家庭庁）」を参照のこと

2 児を預かる場合の留意点

- (1) 短時間であっても児のみの状況とならないように留意すること。産後ケアの中で一時的に児を預かる場面が発生することも想定され、この場合において、たとえ短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- (2) 別室において児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者とで複数人の体制とすることが望ましい。特に宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知し、その時間は預からない等の対応も考えられる。
- (3) 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見し得た症例報告はあるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意したうえで、定期的に目視での確認も行うこと。

3 緊急時の対応体制

- (1) 産後ケア事業利用中に状態が急変した場合は、実施事業所において適切な処置を行ったうえで、緊急連絡先（家族等）への連絡を行い、必要に応じて協力医療機関へ繋ぐ等の緊急対応を行うこと。

そのため、産後ケア事業利用時には、あらかじめ緊急連絡先を利用者から聴取しておくこと。緊急対応後は、詳細を町へと報告すること。
- (2) 利用者の急変や緊急時の際には救急対応を基本とするが、協力医療機関や保健医療面の助言を随時相談できる医師がいる場合にはあらかじめ選定し迅速に

対応できるようにすること。

また、利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備・対応フロー図・緊急時の連絡先の作成をすること。さらに、ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

- (3) 「応急手当方法」として心肺蘇生法の実施訓練やAEDの設置若しくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に行うこと。
- (4) その他、災害発生時の対応体制や感染症への対応方法等について、日頃から備えをしておくこと。

4 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故を確認した場合の対応

- (1) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事故について、当該事業者が虐待と確認した場合は、当該事業者は状況を正確に把握するとともに、寄居町に把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、都道府県を通じて、国へも情報提供すること。
- (2) 事業者における虐待等と疑われる事故の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

5 重大事故等発生時の対応

- (1) 本事業により生じた事故等においては、発生後は速やかに町へ報告するとともに、次に定める書面にて、第1報を事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報を原則1か月以内に町へと報告すること。また、事故等が生じた原因が明らかである場合は、速やかに対応策を講じること。
なお、急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。
- (2) 事故が発生した場合、関係者(母子の家族等)への連絡、その他の利用者への対応、状況の確認と記録(時系列等、可能な限り詳細な記録)が必要である。
なお原因が明らかな場合は、速やかに対策を行うこと。
- (3) 書面での報告を基に、事業者と町とで事故発生 of 要因分析や検証を行い、再発防止策を検討すること。

6 重大事故等発生時の報告報告の流れ・様式

(1) 重大（国へ報告が必要となる）事故の範囲及び報告様式

（報告ルート：事業者➡町➡県➡国）

事故範囲	事故対象	様式
・死亡事故 ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	母親等のみ	別添 1 【産後ケア事業事故等発生時報告様式】 ※該当する事故内容にチェック
※事故発生の当日の間に、町を通し県・国へ報告	児を含む	別添 2 【教育・保育施設等事故報告書】

(2) 上記にある重大事故以外の事故・事案（町への報告のみ）

範囲	対象	様式
上記にある重大事故以外の負傷や疾病を伴う事故等が発生した場合	すべて	別添 1 【産後ケア事業事故等発生時報告様式】 ※チェック不要
・利用者の身体、精神症状が悪化した場合 ・利用者に医療受診の必要性がある場合 ・その他、利用に伴うトラブル等	すべて	口頭で報告の上、日々使用している産後ケア実施報告書に記入

※ 判断に迷う場合は、速やかに町へ報告を行うこと。

(2) 町連絡先

開庁時間内 （平日8：30～17：15） ※祝日・年末年始を除く	寄居町役場 子育て支援課 こども家庭センターすくすくテラス 電話：048-580-4040（直通）
閉庁時	寄居町役場 電話：048-581-2121（代） ①「産後ケア事業で事故が発生したため、子育て支援課と連絡を取りたい。」と伝える。 ②町職員が折り返し連絡する。

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

☐ 死亡事故 ☐ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日

☐ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名											施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)																				
	施設所在地											代表責任者																				
	産後ケア事業管理者											利用者の総定員(産婦)	名																			
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	☐ 短期入所(ショートステイ)型 ☐ 通所(デイサービス)型 ☐ 居宅訪問(アウトリーチ)型																														
	*直近の指導監査	年	月	日								緊急対応マニュアル等の有無																				
	利用者居住市町村名											他受託市町村名																				
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か	月	日					こどもの性別					多胎児の場合は✓																
	利用開始月日	月	日	利用予定期間	泊	日					利用形態																					
事故発生時の状況等	事故発生日時	年	月	日					時	分					受傷、発症または死亡した者					(その他の場合)												
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)																														
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数					名					うち助産師・看護師・保健師					名															
	事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦					名、					児					名、					その他 ()					名					
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可																															
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】											(負傷の場合)受傷部位																			
		【病状】 (症状の程度)																														
【既往症】												事故の転帰																				
特記事項																																
市町村の対応等※	事故把握日時	年	月	日					時					緊急対応マニュアル等の有無																		
	当該施設の事業継続状況											(休止の場合)期間																				
都道府県の対応等	講じた再発防止策																															
	都道府県としての対応																															

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

・ 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。

・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。

・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。

・ 記載欄は適宜広げて記載してください。

・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合に、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

令和7年3月21日付子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について(依頼)」別添3

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(表面)

別添 2
(表)

基本情報									
事故報告回数					施設・事業所名称				
事故報告年月日					施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)					施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別					施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分					施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				

事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)					こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)					所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)									

事故発生時の状況									
事故発生年月日					事故発生時間帯				
事故発生場所					事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数					事故発生時の 教育・保育等従事者数	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
事故発生時の状況									
事故の誘因									
事故の転帰									
(死亡の場合)死因									
(負傷の場合)受傷部位									
(負傷の場合)負傷状況									
診断名、病状、病院名	診断名								
	病状								
	病院名								
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)									
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)									

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、こども家庭庁 成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(裏面)

ソフト面

事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面

施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面

教育・保育等の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面

対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoukenzen@cfa.go.jp)
→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoukatei@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoukosodate@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑦ 乳児等通園支援事業(こども園でも通園制度) → こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)
	⑧ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)

【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課(i.syohisya.anzen@caa.go.jp)
--

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

別添 2
(裏)

令和 7 年 3 月 21 日付こ成安第 44 号・6 教参学第 51 号「教育・保育施設等における事故の報告等について」別添 3

6

7 参考資料

- ・産後ケア事業ガイドライン（令和 7 年 3 月） こども家庭庁
- ・産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル（令和 6 年 8 月）
日本小児突然死予防医学会